

成年後見支援センターインタビュー 成年後見制度と税理士業務

前月号に引き続き、支援センターの相談員のうち成年後見人等の経験者にいろいろお話しして頂きました。

— 佐藤光生会員は親族後見、安部修太郎会員は遺産分割に係る相談のなかで第三者後見、島知弘会員は裁判所からの選



任による後見監督人、後見人を各々受任されておられます。それぞれの受任の経緯を教えてください。

安部 金融機関などから紹介された相続案件のなかに、相続人の中に認知症の方がいるということがありました。相続時、金融機関に提出する書類に自署押印する必要があるのですが、配偶者の方の認知症が進んでいて、サインが出来ないという状況でした。財産を精査したところ相続税の基礎控除以下だったため、本来ならここで税理士としての役割は終了となるところで、行きがかり上第三者後見人を受任してほしいという依頼があった。そのまま後見人を受任しました。

佐藤 母が満期保険金受取時に

本人署名が出来なかったため、生命保険会社からの要請があったことがきっかけでした。島 家裁からの依頼で後見人を受任しました。成年後見の初めての関わりは、平成16年、認知症の方の後見人で、仙台家裁から選任されました。一昨年の5月、死亡により終了しました。もう一件は平成17年認知症の女性の後見監督人を仙台家裁から選任され、受任しました。

— 相続業務時に成年後見が必要だったケース

安部 クライアントに相続が発生したとき、相続人の中に認知症の方がいたため後見人が必要となり受任するというケースが続きました。

遺言書があったケースでは、遺留分に満たなかったため、遺留分の減殺請求をしました。被後見人の遺留分を確保したところで相続手続きが完了したので第三者後見人の辞任の手続きをとり、後は身内の方に成年後見人をお願いするという形で進めました。税理士と成年後見との関わりですが、被相続人がかなり



佐藤公益活動対策部長

高齢で相続人も高齢という場合が増えてきていますので相続人の中に認知症の方がおられるというケースが増えていくと思われまます。そこで税理士は業務上、成年後見に対する理解が必要となります。相続手続きを行う際に相続人の中に被後見人がある場合には、被後見人の利益、法定相続分を確保する必要があります。

地で、被後見人が判断能力があった頃に相続を放棄すると話していました。この事を裁判所に相談しましたが、裁判所は法定相続分による取得をし、更に地代を受け取りなさいという回答でした。再度裁判所と協議したところ、その財産をもらわなくとも被後見人の生活に支障が無いことを具体的に書面で示すなどして、最終的には相続放棄が出来ました。

— 税理士の中には後見人は出来ないが、成年後見監督人なら受任したいという意見をよく聞きますが。

島 後見監督人に選任された理由は、被後見人の資産規模が大きかったことに加え、後見人にやや問題があるという裁判所の判断がありました。監督人の仕事としては事務監督が主で、後見人から年1回、収支状況報告書や預貯金の写真などを送って貰い、内容のチェック等を行って裁判所に報告書を提出していました。

そのなかで不適切な行為が発覚したため、裁判所という協議した結果、私が監督人を辞任して後見人に就任し、財産管理を担当することとな

— 法定相続分を割り込むような分割案を裁判所に打診しても却下されてしまいます。

佐藤 母に相続が発生しました。その相続財産は100坪の六分の一というほんの僅かの土

りました。従来の後見人は身上監護を担当することになりました。身上監護を担当する後見人には月1〜2回仙台に通う交通費や諸経費について領収証、明細書を送って貰い、被後見人の通帳から年3回くらいに分けて振り込むというようなことで順調に進んでいます。

― 親族関係にない第三者後見人の割合が増加しています。

島 親族後見人による不正行為を防止するという観点から第三者後見人が重要視されているようです。

ただ、第三者後見人となると顧問先であるとか知り合いとかでない場合、家族の方が警戒心を抱きます。どんな人だろう、自分の家庭の中、財産の状況も見えてしまふ、お願ひする側の不安感がつきまとうようです。

第三者後見の場合は親族との信頼関係を築くことが非常に大事だと思います。

― クライアントとの顧問関係が長期間継続し、家族関係や財産内容も熟知し信頼関係が

出来ているときに、自分の将来を健全なうちに託しておくという任意後見人には税理士の業務が馴染むのではないかとわけています。

佐藤 自分の財産は自分の意志で処分したいと望んでおられる方と、任意後見契約を結びました。判断能力が無くなったときの財産管理に不安があるとの相談を受けました。この方はお子さんがいないので判断能力が衰えた時に遠い親戚がやってきて、好き勝手しないか不安を覚えたようです。そこで任意後見制度について、判断能力のあるうちに任意後見契約を結んでおいて判



島相談委員

断能力が無くなったときには、後見人が本人に代わって任意後見契約に定められた内容で財産管理を行い、任意後見監督人が選任されて後見人の業務が契約通り行われているか

を監督しますと説明しました。それを聞いて安心され、任意後見契約を結んだわけです。我々は業務の中でいろいろなケースに遭遇します、必ずしも親族円満というわけでもない場合はあると思います。そんな場合には第三者後見人をたてるなり、任意後見契約を結ぶことで自分の意志を通すことが出来るようになるわけです。

その前に民法上の財産管理契約を結んで、判断能力が衰えたら任意後見に移るというケースも考えられます。

― 財産管理契約において行う財産管理と、任意後見契約のなかの財産管理とは違うのですか。

安部 判断能力が落ちた時、裁判所による任意後見監督人の選任によって任意後見契約の効力が生じます。契約書の中にある、任意後見契約が開始したらこういうことをしていきますという内容に移行していきます。だから契約が変わっていきます。

― 従来の任意後見開始前の財



安部公益活動対策部常任委員

産管理契約は、判断能力が無くなったとき一旦契約が終了するわけです。

安部 税理士は任意後見開始するとき任意後見開始前の財産

管理契約が一旦終了すると考える方が多いです。ところがそのように考えずに、開始後もそのまま継続するという判断をする方もおり、トラブルの原因となっています。

― 最後に一言ずつ成年後見に対する想いを

島 遺産分割協議や遺産分割調停の際に判断能力がない方がいれば即成年後見人が必要になってまいります。こういう事例は今後ますます増えてくると思います。これからは社会貢献として税理士も関わっていく必要があると思います。

安部 税理士が後見人を受任するかどうかは別としまして、

高齢化に伴って、これからは制度の概要を知らないという状況が広がっています。関与先に適切なアドバイスが出来るようこれからも研鑽を重ねていきたいと思っています。

佐藤 税理士の業務のなかで後見制度がこれだけ関わりが出てくるとは思っていませんでした。後見制度は他人ごとではなく、ごく身近にあるものでした。業務のなかでは相談がとても多いです。成年後見制度の一層の理解のために平成25年1月25日、26日に開催されます成年後見人等養成研修を是非受けて頂きたいと思っています。

(取材 広報部)



日野広報部常任委員